

令和 8 年度東金市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和 8 年 4 月 策定

1 趣旨

東金市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、本市が行う物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達の推進を図るため、この方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

本方針は、本市の全ての組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等（以下「対象障がい者就労施設等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定に基づき、国又は地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象となる物品等

調達を推進する物品等は、特に対象を限定することなく、対象障がい者就労施設等が供給する物品等とする。

6 物品等の調達の目標

令和 8 年度は、令和 7 年度に対象障がい者就労施設等から調達した実績を上回ることを目標とする。

7 調達の推進方法

対象障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組みを行う。

(1) 情報の提供

対象障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、その情報を庁内各部署へ提供する。

(2) 随意契約の活用による調達

対象障がい者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）又は地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）に基づく随意契約を積極的に活用する。

8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したときは、市ホームページ等により速やかに公表するものとする。

(2) 調達実績については、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

9 その他

(1) 本方針の主たる担当部署は、市民福祉部社会福祉課とする。

(2) 物品等の契約にあたっては、本市の契約関係規程の定めによることとする。